

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金交付要綱

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金交付要綱（平成30年藤枝市告示第140号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、放置空き家（居住又は使用されていない状態が継続している空き家をいう。）の解消を図るため、空き家活用・流通促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家活用・流通促進事業 取得事業、移転事業、改修事業及び解消事業をいう。
- (2) 空き家 藤枝市まちなか空き家バンク（藤枝市まちなか空き家バンク事業実施要綱（令和7年藤枝市告示第74号）第2条第2号に規定するものをいう。）に登録されている空き家をいう。
- (3) 取得事業 空き家（昭和56年6月1日以降に建築されたものに限る。）を購入した者が、当該空き家を住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第7号に規定するものをいう。以下同じ。）とする事業をいう。
- (4) 移転事業 藤枝市外を住所とする者が、取得事業により取得した空き家（以下「取得空き家」という。）を住所とするために当該藤枝市外の住所から移動する事業をいう。
- (5) 改修事業 取得空き家の建物本体（建築設備を含む。）を補修、修繕、増築、改築等を行う事業をいう。
- (6) 解消事業 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 個人が自己用の住宅を建築するために、売主の負担で解体された当該空き家の跡地を購入するもの
 - イ 個人が自己用の住宅を建築するために、空き家を購入し、その後自ら当該空き家を解体するもの
 - ウ 法人が空き家を購入するもの
- (7) 子育て世帯 子（申請日が属する年度の末日において満18歳以下の者及び

胎児をいう。以下同じ。)及びその親からなる世帯をいう。

- (8) 若者夫婦 子のいない夫婦（静岡県パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓者を含む。）のうち、補助金の申請時点においてそれぞれの年齢が40歳未満の夫婦からなる世帯をいう。

（補助対象経費、補助額等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、当該補助対象経費について、既に藤枝市から補助金その他の金銭の交付を受けているときは、この限りでない。

- (1) 取得事業及び解消事業 空き家又はその跡地の購入に要する経費
- (2) 移転事業 移動に要する経費
- (3) 改修事業 空き家の改修に要する経費

2 補助額は、補助対象経費の2分の1で次に掲げる額を上限額とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 取得事業 次の区分に応じた額

ア 子育て世帯 70万円（取得空き家を住所とする直前の住所が藤枝市外であった子育て世帯にあっては100万円）

イ 若者夫婦 60万円（取得空き家を住所とする直前の住所が藤枝市外であった若者夫婦にあっては80万円）

ウ その他の世帯 30万円

- (2) 移転事業 5万円（取得空き家を住所とする直前の住所が静岡県外であった世帯にあっては20万円）

- (3) 改修事業 30万円（子育て世帯にあっては50万円）

- (4) 解消事業 2万円（第5条第6項の規定により申請する者が個人の場合にあっては30万円）

3 子育て世帯であって、取得事業について第5条第1項の規定により申請する者若しくはその配偶者の父若しくは母と同居する場合又は当該取得空き家の所在地と当該父若しくは母の住所（藤枝市内に限る。）が同一小学校区若しくは1キロメートル以内の距離にあるときは、前項第1号の補助額に上限30万円を加算するものとする。

（交付回数の制限）

第4条 空き家活用流通・促進事業費補助金の交付は、事業ごと1回限りとする。ただし、解消事業に係る交付であって次条第6項の規定により申請する者が法人

の場合にあつては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 取得事業、移転事業及び改修事業について補助金の交付を受けようとする者は、次項から第5項までに掲げる書類を添えて補助金（取得事業・移転事業・改修事業）交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 取得事業に係る補助金申請の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 取得しようとする空き家の所在地及び購入金額が確認できる書類の写し
- (2) 同居を予定している者のうち、藤枝市外を住所とする者の住民票の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 移転事業に係る補助金申請の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 取得空き家に係る契約書類のうち、取得空き家の所在地、契約金額、契約日及び契約者名が確認できる書類の写し
- (2) 移動に要する費用の見積書の写し
- (3) 補助事業者の住民票の写し（取得空き家に住所を異動していない場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 改修事業に係る補助金申請の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号に掲げる書類
- (2) 改修工事に要する費用の見積書の写し
- (3) 改修工事対象箇所の現況写真
- (4) 子育て世帯に該当する場合にあつては、子育て世帯に該当することがわかる住民票の写し又は戸籍謄本（藤枝市外を住所とする場合又は補助事業者と子が同一世帯員でない場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

5 取得事業に係る補助金の申請をする場合において、第3条第3項の加算を受けようときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 戸籍謄本
- (2) 住宅間の距離がわかる案内図（取得空き家の所在地と当該父又は母の住所が1キロメートル以内の距離にある場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

6 解消事業について補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて補助金（解消事業）交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

い。

- (1) 第2項第1号に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

7 第1項及び前項の規定による交付申請は、次の各号に掲げる事業の区分に応じて当該各号に定める時期までに行わなければならない。

- (1) 取得事業及び解消事業 売買契約の締結前
- (2) 移転事業 売買契約を締結した日から1年以内であって、移動の前
- (3) 改修事業 売買契約を締結した日から1年以内であって、改修工事の着工前
(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項及び第6項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知する。

2 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。ただし、補助額に影響のない軽微な変更は、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理しなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、5年間保管しなければならないこと。
- (5) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

(変更承認等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について変更する必要があるときは、変更承認申請書（第4号様式）に関係資料を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、必要に応じて現地調査し、変更の承認をするときは、変更承認書（第5号様式）により通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業を廃止又は中止するときは、廃止（中止）届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了をしたときは、補助事業を完了した日から30日を経過した日又は補助金交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第7号様式）に次項から第4項までに掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 取得事業、解消事業に係る実績報告の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家に係る契約書類のうち、空き家の所在地、契約金額、契約日及び契約者名が確認できる書類の写し
- (2) 購入に要した費用の領収書の写し
- (3) 解消事業に係る実績報告であって個人が自己用の新築住宅を建築するために空き家を購入した場合、新築住宅の建築に係る契約書類のうち、建築場所及び契約者名が確認できる書類の写し及び空き家を解体したことが確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 移転事業に係る実績報告の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 移動に要した費用の領収書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

4 改修事業に係る実績報告の添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 改修工事に要した費用の領収書の写し
- (2) 改修工事対象箇所の改修後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じて現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（請求）

第10条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して14日を経過した日までに請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

（申請の特例）

第 1 1 条 この要綱で規定する手続は、電子情報処理組織（藤枝市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年藤枝市条例第22号）第 3 条に規定するものをいう。）の使用をもって代えることができる。

（その他）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 3 1 日以前に取得事業を実施した者に対する補助額）

2 第 4 条第 2 項第 1 号ウに規定する補助額は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得事業を実施した者について適用するものとし、同日前に取得事業を実施した者に係る補助額は、なお従前の例による。

（経過措置）

3 この告示施行の際、現に作成されているこの告示による改正前の藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金交付要綱の様式については、当分の間、調整して使用することができる。

（廃止）

4 藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金交付事務取扱要領（平成30年藤枝市告示第135号）は、令和 6 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金（取得事業・移転事業・改修事業）交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号
住所
氏名
電話番号

申請者

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金（取得事業・移転事業・改修事業）の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。なお、この申請の審査に必要な範囲で藤枝市が私の個人情報を閲覧することに同意します。

1	交付申請額	円
2	申請する事業	☐ 取得事業 ☐ 移転事業 ☐ 改修事業
3	事業対象となる空き家の所在地	藤枝市
4	世帯構成	☐ 子育て世帯 ☐ 若者夫婦 ☐ 左記以外
5	同居を予定する者（申請者を含む。）の氏名等	
	・氏名	住所 続柄
	・氏名	住所 続柄
	・氏名	住所 続柄
	・氏名	住所 続柄
	・氏名	住所 続柄
	・氏名	住所 続柄
	☐ 第 1 子妊娠中	

6	取得事業	
(1)	売買契約予定額	円
(2)	売買契約締結予定日	年 月 日
(3)	引渡予定月	年 月

(4) 住民票異動予定月 年 月	
(5) 申請額 円	
(6) 三世代同居・近居加算 (☐ 該当あり ☐ 該当なし)	
ア 位置関係	☐ 同居 ☐ 近居 (同一小学校区) 小学校 ☐ 近居 (異なる小学校区) m
イ 同居・近居者情報	氏名 住所 藤枝市 申請者との続柄

7 移転事業	
(1) 引越作業予定日 年 月 日 (から 年 月 日まで)	
(2) 住民票異動 (予定) 月 年 月	
(3) 引越費用 見積全体額	円・・・a
補助対象外経費	円・・・b
補助対象経費	円・・・c (a - b)
(4) 申請額 円 ((3)のcの2分の1の額※1,000円未満切捨て)	
上限 ☐ 静岡県外から転入 20万円 ☐ 静岡県内他市町から転入 5万円	

8 改修事業	
(1) 改修工事予定期間 年 月 日から 年 月 日まで	
(2) 住民票異動 (予定) 月 年 月	
(3) 改修費用 見積全体額	円・・・a
補助対象外経費	円・・・b
補助対象経費	円・・・c (a - b)
(4) 申請額 円 ((3)のcの2分の1の額※1,000円未満切捨て)	
上限 ☐ 子育て世帯 50万円 ☐ 上記以外の世帯 30万円	

9 誓約事項

☐ 補助対象経費について、藤枝市が実施する他の補助金の交付を受けたことはありません。

第 2 号様式（第 5 条関係）

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金（解消事業）交付申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号

住所

申請者 氏名（法人名）

法人の場合、代表者職名及び代表者名

電話番号

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金（解消事業）の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
- 上限 個人の場合 ☐ 30 万円
- 法人の場合 ☐ 2 万円
- 2 売買契約予定額 円
- 3 売買契約予定日 年 月 日
- 4 引渡予定月 年 月

以下、個人が申請する場合のみ記入してください。

- 5 解体工事完了予定月 年 月
- 6 新築住宅建築に係る工事請負契約締結予定月 年 月

第 号
年 月 日

様

藤枝市長

印

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
(1) 取得事業 金 円
(含、三世代同居・近居加算 金 円)
(2) 移転事業 金 円
(3) 改修事業 金 円
(4) 解消事業 金 円

2 交付の条件

藤枝市補助金等交付規則及び藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金交付要綱を遵守すること。

第4号様式（第7条関係）

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号

住所

申請者 氏名（法人名）

法人の場合、代表者職名及び代表者名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた空き家活用・流通促進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

(1) 変更後	円（補助対象経費	円）
(2) 変更前	円（補助対象経費	円）
(3) 差引額	円	

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった藤枝市空き家活用・流通促進事業について、下記のとおり変更を承認します。

記

1 承認の内容

2 補助金額の変更承認

- (1) 変更前 金 円
- (2) 変更後 金 円
- (3) 差引額 金 円

3 その他

第 6 号様式（第 7 条関係）

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金廃止（中止）届

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号

住所

氏名（法人名）

申請者

法人の場合、代表者職名及び代表者名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を空き家
活用・流通促進事業について、次のとおり廃止（中止）したいので届け出ます。

廃止（中止）の理由

第 7 号様式（第 8 条関係）

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

藤枝市長 宛

郵便番号

住所

氏名（法人名）

申請者

法人の場合、代表者職名及び代表者名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた
空き家活用・流通促進事業について、下記のとおり事業が完了したので、関係書類
を添えて報告します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 事業実施の時期 年 月 日から 年 月 日まで

第 号
年 月 日

様

藤枝市長 印

藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金について、次のとおり確定します。

交付確定額 金 円（交付決定額 金 円）

【内訳】

- (1) 取得事業 金 円
(含、三世代同居・近居加算 金 円)
- (2) 移転事業 金 円
- (3) 改修事業 金 円
- (4) 解消事業 金 円

第 9 号様式（第 1 0 条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の
確定を受けた藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金として、上記のとおり請求
します。

年 月 日

藤枝市長 宛

住所

氏名（法人名）

印

法人の場合、代表者職名及び代表者名

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む。）
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	